

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
実施方針に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	1	第1	4	(1)			設計業務	設計業務のうち「ア 調査業務」を建設企業が受託することは可能でしょうか。	「調査業務」については、構成企業である建設企業が設計企業を兼ねることにより、受託することは可能とします。
2	2	第1	4	(1)			設計業務	設計業務のうち「ウ 各種申請・協議等」に含まれる「国庫補助金申請書類等作成補助」を建設企業が受託することは可能でしょうか。	「国庫補助金申請書類等作成補助」については、構成企業である建設企業が設計企業を兼ねることにより、受託することは可能とします。
3	2	第1	4	(5)	ア		地元説明会等の開催	地元説明会等の開催とありますが、地元説明会は市の主催にて開催し、近隣説明会は選定事業者の主催にて開催するものと考えてよろしいですか。	その理解で結構です。
4	3	第1	5				事業期間	開館準備期間が、施設引渡し前に設けられておりますが、事業者が行う開館準備業務とは別に、当該期間中に市(又は指定管理者予定者)が直接本施設を利用されることを予定されているのでしょうか。予定されている場合は、利用目的及び方法、時期及び時間等をご教示願います。	現在、市又は指定管理者が開館準備期間に、開館準備業務で行われる業務の訓練等のほかに利用する予定はありません。ただし、必要となる場合には、市と事業者で協議します。
5	3	第1	5				事業期間 (開館準備期間)	建設期間終了後、維持管理期間までの間に開館準備期間を設けております。その開業準備期間に施設の維持管理に必要な費用について、1章7「選定事業者の収入」で規定されている「維持管理等業務に係る対価」が、選定事業者にサービス購入費として支払われるという認識でよろしいでしょうか？	その理解で結構です。 なお、開館準備期間に必要な業務に対応するサービス購入費の支払い方法は、入札公告時に示します。
6	3	第1	5				事業期間 (開館準備期間)	建設期間終了前から開館準備期間を設けております。建設期間終了までは、本施設外での活動を想定されているという認識でよろしいでしょうか？	開館準備業務は、本施設を用いて訓練することを予定しています。
7	3	第1	7				選定事業者の収入 「設備の運営による収入」	設備の運営による収入とは、具体的にどのようなモノなのかお示し願います。 (例えば、機器の貸し出しによる利用料までとし、操作は市の業務範囲である等。) 市の業務範囲である運営業務(具体的には利用者支援業務の舞台設備の操作説明・操作)と明確な区分けをし、齟齬を排除したいと考えております。	設備は、利用者利便設備のことです。自動販売機の収入の他、運営補助業務(利用者利便のための業務)としてご提案いただいた内容によります。なお、本施設備え付けの機器の貸し出しは、市または指定管理者が行うため、選定事業者の収入からは対象外となります。
8	6	第2	3	(1)	イ		協力企業	選定事業者に求められる業務のうち、担当する業務と企業名を明確にするために、特別目的会社が間接的に業務を委託、または請負わせることを予定するものを協力企業として定めることは可能でしょうか？	特別目的会社から直接業務を委託し、または請け負わせる者(構成企業または協力企業)から、業務の一部を第三者に再委託することが提案時点で決まっている場合、「協力企業」では無く「再委託先」としてください(業務の全部または大部分を再委託することは原則として認めません。)
9	7	第2	3	(3)	ア		工事監理企業	工事監理企業には、実績は必要無いと考えてよろしいでしょうか。	設計企業と同様の実績を必要とします。入札公告時に修正して示します。
10	9	第2	3	(3)	イ	(7)	上記ア、イまたはウに示す業務以外を担当する企業	「競争入札に参加する者に必要な参加資格」とは業務分類に関わらず貴市の入札参加資格者名簿に登録されていることと考えてよろしいですか。	その理解で結構です。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
実施方針に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
11	9	第2	3	(3)	工	(7)	必要資格	設計、建設、維持管理以外を担当する企業では、例えば運営補助業務が想定されますが、これらの業務を担当するにあたり、「豊橋市が発注する業務に関し競争入札に参加する者に必要な資格」を、ご教示ください。	質問NO.10の回答をご覧ください。
12	別紙1		リスク分担表			(7)	住民対応リスク	選定事業者による調査、設計、建設、維持管理等に関する住民の反対運動、訴訟等のうち、要求水準書の内容に起因すると考えられるもののリスク負担者は貴市と考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
13	別紙1		リスク分担表			(7)	金利変動リスク	「提案時から金利基準日(しゅん工日)までの金利変動」のリスク分担は、「市」ではないでしょうか。	その理解で結構です。入札公告時に修正して示します。
14	別紙1		リスク分担表			(1)	設計変更リスク	要求水準書中随所に「仕様等は提案とするが、市と協議の上決定するものとする。」とありますが、提案を上回る仕様への設計変更は、市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合に該当すると考えてよろしいでしょうか。	提案を上回る仕様への設計変更が、市の責めに帰すべき事由による場合、増加費用は市が負担します。当該設計変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合、増加費用は事業者が負担します。
15	別紙1		リスク分担表			(工)	3	合理的な理由とは、具体的にどの様な事を想定されているのでしょうか。	現時点では、利用者数の増減により、維持管理等費用を市が負担することは想定しておりません。本ただし書きは、想定外の事態が生じた場合に備えて記述したものです。
16	別紙1		1-2				一般的損害リスク	建設企業が付保する建設工事保険及び第三者賠償保険は、原則として、開館準備期間には適用されません。当該期間については、市が独自のリスク回避の方策を講じられると理解してよろしいでしょうか。	事業者には、建設工事着工日から引渡日まで(開館準備期間を含みます)、建設工事保険及び第三者賠償保険の付保を求める予定です。
17	別紙1		1-2				一般的損害リスク	開館準備期間中は、市はまだ施設の所有権を有しておられませんが、当該期間中に、万一、市(又は指定管理者予定者)の責によって施設が損傷された場合、市に弁償していただくと理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	12	第1	3	(5)	7		地元説明会等の開催	地元説明会等の開催とありますが、地元説明会は市の主催にて開催し、近隣説明会は選定事業者の主催にて開催するものと考えてよろしいですか。	その理解で結構です。
2	13	第1	4	(2)			基準等	「最新版を参考とする」とありますが、要求水準書と各種基準の最新版に齟齬がある場合は、要求水準書が優先し、事業者の提案と各種基準に相違があっても要求水準を満たしていれば、問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構ですが、基本的に最新版の各種基準を参考とし、人為的な事故等が発生しないよう十分に留意してください。
3	15	第2	1	(1)	イ		本施設敷地の造成・整地等に関する設計	建設時の残土は敷地内処理とありますが、当敷地内における残土による盛り土は、開発行為に該当しないものと考えてよろしいでしょうか。	現況地盤を基準として、切土、盛土またはその合計の高さが概ね1m以上の造成工事を伴うものは該当します。
4	15	第2	1	(1)	イ		本施設敷地の造成・整地等に関する設計	〔別紙2、8〕を参考とし仕上げ造成等を計画することとありますが、参考とする敷地内の計画高さはFH=8.3と考えてよろしいでしょうか。また、計画高さがこれによらない場合は歩道より1:1.8の勾配で法面を計画することによろしいでしょうか。	別紙8は参考として示したものであり、これに拘束されるものではありません。ご質問の内容で問題はないと考えますが、よりよい計画の提案を求めます。
5	15	第2	1	(1)	イ		本施設敷地の造成・整地等に関する設計	別紙8を参考とし、歩道より1:1.8の勾配で法面を計画し敷地内の計画高さをFH=8.3とした場合、開発行為の申請は不要と考えてよろしいでしょうか。	質問No.3の回答をご覧ください。
6	15	第2	1	(1)	オ		その他	地中埋設物調査などがありますが、既存図面による机上調査と考えてよろしいですか。	提案の施設を整備するにあたり、必要と考える調査を実施してください。
7	18	第2	1	(2)	ウ	(イ)	実施設計	「工事完了時点：完成図として...を提出のこと」とありますが、設計業務ではなく完工後業務であると考えてよろしいですか？	提出いただくのは工事完了時点となりますが、業務としては設計業務と捉えてください。
8	19	第2	1	(3)	オ		舞台芸術等の専門家の意見聴取	現時点でもまだ専門家は選定されていらっしゃらないでしょうか？	今後選定いたします。
9	19	第2	2	(1)			整備対象施設の位置・敷地条件等	平成20年10月6日に公表された要求水準書(案)に関する質問・回答No.12には「提案内容によっては、開発行為許可申請等が考えられます」とありますが、豊橋市東口駅南土地区画整理事業が予定通り進捗すれば、平成21年度中に造成工事は完了します。その後、当該敷地において実施される建物自身の工事のための切土・盛土等は通常建築行為の一部とみなされ、開発許可は必要ないものと考えてよろしいでしょうか。	質問No.3の回答をご覧ください。
10	19	第2	2	(1)			整備対象施設の位置・敷地条件等	本計画地には、小規模の隣地があります。建設を進めるにあたり法規制以外にも配慮が必要と思われます。本事業について、民地の利害関係者の承認は得られているのでしょうか。また工事に関する近隣説明会の際に市の協力は得られますでしょうか。	早い時期から、近隣に対し、計画の説明は行っています。また、市は近隣説明会への同席を予定しています。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
11	21	第2	3	(1)	イ		「まちづくりを推進する公共施設」としての意匠	「モダンカルチャーゾーン」の出典として『豊橋市中心市街地活性化基本計画』が示されていますが、現在HPで閲覧できないようです。「モダンカルチャーゾーン」の扱いについては、どのようにお考えですか。	中心市街地活性化基本計画が改定されており、「モダンカルチャーゾーン」の位置づけがなくなっているため、この表現については入札公告時に要求水準書を修正して示します。
12	21	第2	3	(1)	キ		ライフサイクルコストの低減と環境に配慮した施設	「建築総合環境性能評価システム(CASBEEあいち)の導入等を検討」とありますが、具体的な性能のランクについては事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
13	21	第2	3	(1)	キ		ライフサイクルコストの低減と環境に配慮した施設	建築総合環境性能評価システムの導入等を検討するとありますが、性能の目標値をご教示願います。	質問No.12の回答をご覧ください。
14	22	第2	3	(2)	ア		ゾーニング計画	図書館の整備スケジュールについて、ご教示願います。また、今回の工事期間に重複して、図書館の建設工事が行われないことを前提条件とすれば宜しいでしょうか。	図書館等の整備スケジュールについては、現在未定です。今回の工事期間中に図書館等の建設工事は行われないことを前提としてください。
15	22	第2	3	(2)	イ		動線計画	「ホールゾーンの建物へと接続された人工地盤から建物内部を通過することなく外部から直接東側道路へ至ることができるように人工地盤の形状を工夫する」とありますが、敷地西側で屋外階段及びエレベーターにて地上レベルに下り、地上レベルで東側道路に接続する計画としても宜しいでしょうか。	人工地盤については、ベデストリアンデッキから直接本施設へ至ることのできる動線としての役割、ベデストリアンデッキから東側道路へ至るための動線としての役割を期待しています。これらの条件を満足することのできる計画であれば、敷地西側で地上レベルへ降りしても構いません。
16	22	第2	3	(2)	イ		動線計画	人工地盤を整備しなくても、建物の配置や動線を工夫することにより、要求水準と同様の機能を担保できる場合には人工地盤を整備しないとする提案は可能でしょうか。	要求水準と同様の機能を担保できる場合には人工地盤を整備しないとする提案も認めます。
17	23	第2	3	(2)	イ	(ア)	動線計画	外部から利用できるエレベータについて、開館時間外でも利用できるようありますが、具体的に想定されている時間がありましたらご教示ください。	要求水準書(案)56P(ケ)に示しています。
18	25	第2	5	(1)	ア		主ホールエリア	客席数700席以上800席未満となっていますが、その範囲に入っていれば、席数の大小が評価点に影響を与えないと考えて宜しいでしょうか。	良質な鑑賞環境を確保した上でのより多くの席数など、ホールの仕様については評価の対象とすることを予定しています。具体的な評価点については、入札公告時に落札者決定基準を別途示します。
19	25	第2	5	(1)	ア		「主ホールエリア」	主ホールは「演劇、ダンス、バレエ、ミュージカルなどの音楽劇、舞踊、邦楽等の多様な公演や演出を可能とする」とありますが、本格的なクラシックコンサートやオペラは上演されないと考えてよろしいでしょうか。また、要求水準として能に関する舞台設備は見当たりませんが、能の上演は想定していないと考えてよろしいでしょうか。	クラシックコンサートの公演利用には(主ホールの残響音からも)向かない施設であると考えておりますが、貸し館利用に制約を設ける予定はありません。ただし、オペラや能の上演につきましては利用想定に含まれています。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
20	25	第2	5	(1)	イ		「市民活動エリア」	今回の公表で、アールスペースは規模が50席拡大、用途に舞台芸術だけでなく音楽が加わり、鑑賞条件や建築音響性能も求められましたので、単なる平土間空間ではなく小ホール的な位置付けに変更されたと理解します。変更の趣旨と具体的な利用の想定(演目等)をご教示願います。	アールスペースは施設規模から、市民による創造活動や上演活動の場として多くの利用が見込まれます。施設の賑わいの創出という観点からも、舞台芸術に特化するのではなく、音楽利用も想定することで、幅広く市民活動の場として利用されることを想定しています。 具体的な利用の想定としては、小劇団や実験的な演劇公演、コンテンポラリーダンス、演劇等ワークショップ、小編成の室内楽、ピアノ等の発表会、映画会、各種展示等を想定しています。
21	25	第2	5	(1)			ホールゾーン	二次整備施設(図書館等)とホールゾーンを結ぶ相互間通路は、屋外通路と考えて宜しいでしょうか。	二次整備施設については現在未定です。
22	26	第2	5	(1)	I		管理エリア	諸室構成における運営管理事務室に「15名程度の執務を可能とする。」とありますが、本運営管理事務室には市または指定管理者職員並びにPFI事業者における維持管理業務総括管理責任者、業務責任者、また業務担当者等が同一の場所に常駐するという認識でよろしいでしょうか？ またその場合における、市または指定管理者として想定している人数、PFI事業者として想定している人数の内訳を教えてくださいたく、よろしくお願いたします。	管理運営事務室は市または文化振興財団及び指定管理者の執務室として想定しています。また、PFI事業者の維持管理部門は維持管理事務室を想定しています。(要求水準書26p、別紙13:D-1、D-7参照) なお、人数の内訳につきましては、市または文化振興財団及び指定管理者の合計人数を15名程度で予定しています。維持管理業務実施者(PFI事業者)の人数は提案によります。
23	27	第2	5	(1)	オ	(イ)	共通事項	楽屋および管理エリアの諸室についても飲食可と考えてよろしいですか。	その理解で結構です。
24	27	第2	5	(2)	ア		公開空地	「公開空地を鉄道敷地に面して計画する場合には、鉄道敷地との境界線上に植栽等を配し、目隠しの機能も備えるグリーンウォール等を設けること」とありますが、目隠しの機能を果たせば植栽やグリーンウォールではなくてもよいのでしょうか。	グリーンウォールに限定はしませんが、目隠しの機能を果たすとともに、緑化についても考慮した提案としてください。
25	27	第2	5	(2)	ア		公開空地	整備する公開空地については、常時一般に開放されるものと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
26	27	第2	5	(2)	ア		公開空地	「屋外照明等により、夜間でも安全に通行できる十分な照度と防犯カメラ等による安全性を確保すること」とありますが、敷地内のみ考慮すればよいでしょうか。	建物周辺を含め、夜間における施設の安全性を担保できる照度を確保した提案を求めます。
27	27	第2	5	(2)	イ		人工地盤	公開空地と同様に、人工地盤も、常時一般に開放されるものと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
28	27	第2	5	(2)	イ		人工地盤	人工地盤を整備しなくても、建物の配置や動線を工夫することにより、要求水準と同様の機能を担保できる場合には人工地盤を整備しないとする提案は可能でしょうか。	質問No.16の回答をご覧ください。
29	28	第2	5	(3)			駐車場ゾーン	「車椅子対応駐車スペースは2台以上とし、高齢者・障がい者等が長く移動することなく入館し、・・・」がありますが、「長く移動することなく」とは概ね何m程度を想定されていますか。	特に想定していません。ご提案によります。
30	28	第2	5	(3)			駐車場ゾーン	大型トラックの駐車スペースを主催者用駐車スペースと兼ねて構わないとありますが、常時は乗用車の大きさのラインが引かれている4台以上の主催者用駐車スペースを利用して、大型トラックを3台駐車可能な計画としても良いと考えてよろしいですか。	その理解で結構です。
31	28	第2	5	(3)			駐車場ゾーン	大型トラックの駐車スペースを主催者用駐車スペースと兼ねて構わないとありますが、荷捌きでの台数を主催者用駐車台数に参入してもよろしいですか。	主催者用駐車スペースとの兼用を認める大型トラック駐車スペースとは、荷捌き車両以外の止め置き車両用の駐車スペースとして考えてください。
32	29	第2	5	(6)	オ		建物周辺等	「適切な場所に植栽等を設けて西側からの風を緩和し」とありますが、防風の機能を果たせば植栽ではなくてもよいのでしょうか。	植栽等に限定はしませんが、防風の機能を果たすとともに、緑化についても考慮した提案としてください。
33	29	第2	5	(6)			建物周辺等	周辺環境要求(騒音、振動、大気汚染、他)の有無及び基準を教示下さい	要求水準書(案)に定める法令等のほか、豊橋市条例等関係法令を遵守した計画を提案してください。
34	29	第2	5	(6)			建物周辺等	75 A 給水管の配水能力を教示下さい。	給水能力は以下のとおりです。 受水槽係数 7/10 1日当りの使用量 100~210立米/日 受水槽有効量 70~140立米/日 常時給水 補給水 30~70立米 常時給水 補給水口径 30~50mm
35	30 32 34	第2	6	(1)	イ ウ エ	(ア) (ア) (ア)	主ホール 主ホール 主ホール	主ホールは「演劇、ダンス、バレエ、ミュージカルなどの音楽劇、舞踊、邦楽等の多様な公演や演出を可能とする」とありますが、本格的なクラシックコンサートやオペラは上演されないと考えてよろしいでしょうか。また、要求水準として能に関する舞台設備は見当たりませんが、能の上演は想定していないと考えてよろしいでしょうか。	質問No.19の回答をご覧ください。
36	32~ 36	第2	6	(1)	ウ、I		舞台照明・舞台音響設備	仮設電源盤設置とありますが容量は事業者提案によるものとしてよろしいですか、又は想定される機器又は電源容量がわかりましたらご教示願います。	特に想定していません。ご提案によります。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
37	34～38	第2	6	(1)	I		舞台音響設備	各室にDVDの要求がありますが、アートスペース(投影室)以外での大型映像表示設備は不要と考えてよろしいですか。	要求水準書35pにもある通り、主ホールにもビデオプロジェクターを設置して下さい。
38	34～38	第2	6	(1)	I		舞台音響設備	主ホール以外で同時通訳は不要と考えてよろしいですか。	その理解で結構です。
39	34	第2	6	(1)	ウ	(オ)	器具	電球について実装+10%の予備を計画することとありますが、消耗品の交換は維持管理業務に含まれるため、予備品の計画は不用と考えてよろしいですか。	初期の段階において+10%の予備を用意することとし、維持管理期間中においても電球の取替えを行った場合には、補充してください。
40	38	第2	6	(1)	I	(カ)	交流スクエア	録音再生機器のケース付とは、専用ラックに固定する業務用機器ではなく、筐体をもっており、個々に移動して利用が可能な機器のことと考えてよろしいですか。	業務用機器をフライトケース(操作面が前面に出ているもの)等に納めて、個々に移動できることを想定しています。
41	38	第2	6	(2)	コ		一般設備	「複数の団体が運営に関わる場合でも、それぞれの専有エリアで発生する(管理区分ごとの)光熱水費の算出が行えるよう、・・・」とありますが、このエリア区分はどのように想定すればよいでしょうか。	第2 6 (2)コ の記述は削除することとし、入札公告時に要求水準書を修正して示します。
42	39	第2	6	(3)	イ	(カ)	電灯・コンセント設備	「各諸室において、照明の一括管理ができるようにすること」とありますが、室内の一般照明については、各室毎のスイッチにて一括で点滅できることでよろしいでしょうか。あるいは運営管理事務室にて一括管理による点滅の必要がありますでしょうか。	各室毎のスイッチにて一括で点滅できることを想定しています。なお、集中スイッチや個別(ローカル)スイッチの配置については、諸室機能や室形状を踏まえて適宜ご提案下さい。
43	40	第2	6	(3)	キ		自家発電装置	自家発電装置は屋内設置とする必要がありますか。	基本的には屋内設置として下さい。ただし、経年劣化や保守管理等が屋内に設置されたものと同等の条件であると判断される場合にはこの限りではありません。
44	40	第2	6	(3)	キ		自家発電装置	防災設備以外に停電時に最低限必要な重要負荷施設とはどのようなものを想定されていますか。	防災設備のみを想定しております。
45	40	第2	6	(3)	ク	(ア)	電話設備	維持管理に係わる諸室等への外線電話回線の設置は提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
46	40	第2	6	(3)	ク	(カ)	非常連絡設備等	エレベータについてはエレベータ監視盤の機能によるもので代替しても良いでしょうか。	その理解で結構です。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
47	41	第2	6	(3)	ク	(ケ)	情報通信設備	「施設内でインターネットを利用できる環境を整備すること」とありますが、システム構築やプロバイダ契約等は民間事業者の業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	市または指定管理者が利用するインターネットについてはご理解のとおりですが、維持管理等業務に用いる場合には、選定事業者の業務対象となります。
48	42	第2	6	(4)	イ		空調設備等	室内温湿度条件は事業者提案によるものとしてよろしいですか	室内温湿度の条件については、利用状況に応じて、都度、市または指定管理者と協議して決定するものとします。
49	42	第2	6	(4)	エ		排煙設備	「排煙は自動排煙を原則とする」とありますが、文脈から判断して「自然排煙を原則とする」が正しいと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。 「排煙は自然排煙を原則とするが、必要に応じ、機械排煙とすること。」とし、入札公告時に要求水準書を修正して示します。
50	43	第2	6	(5)	ア		給排水衛生設備	要求水準書本文には「主ホールホワイエにおける女性トイレの数は、衛生器具算定法のレベル2に準じるものとする」とありますが、別紙13諸室整理表には「女子トイレの便器数については『空気調和・衛生学会 衛生器具の適正器具算定法』におけるホール・劇場の適正器具数レベル2以上を満たす」とあります。どちらが正しいのでしょうか。	別紙13諸室整理表を正として下さい。
51	43	第2	6	(5)	ア		給排水衛生設備	女性トイレの衛生器具適正算定法による検討を行う際の男女比の設定をご教示下さい。	特に想定しておりません。衛生器具適正算定法の基準を参考にご提案ください。
52	43	第2	6	(5)	ウ		衛生器具等	多目的トイレ以外の温水洗浄便座設置は事業者提案によるものとしてよろしいですか	その理解で結構です。
53	48	第3	4	(1)	イ		市の完工確認等	平成25年2月1日から開館準備期間となることから、市の完工確認は平成25年1月31日までに行われる必要があるということでしょうか。また建築や消防の検査済証の取得は市の完工確認までに必要であるということでしょうか。	その理解で結構です。
54	48	第3	4	(1)	イ		市の完工確認等	建設期間は平成25年4月30日までであることから、施設の引渡し前の開館準備期間中に、舞台設備等の調整を平行して行ってもよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
55	48	第3	4	(1)	イ		市の完工確認等	「(イ)事業者は事業者の責任及び費用において、本施設の完工検査及び機器・器具等の運転検査等を実施すること。」とありますが、試運転等を行い市に確認していただくことを想定されているという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。誤解を生じる可能性があるため、「事業者は事業者による機器、器具等の試運転とは別に、機器、器具等の取扱いに関し、市に対して説明する。」とし、入札公告時に要求水準書を修正して示します。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
56	48	第3	4	(1)	イ		市の完工確認等	「(ウ)完工確認は事業者が用意した工事記録との照合により実施する。」とありますが、工事記録とはどのような書類を想定されていますか。	完工書類のことを想定しています。誤解を生じる可能性があるため、入札公告時に要求水準書を修正して示します。
57	48	第3	4	(2)			完工書類の提出	完工書類は備品の搬入完了後の提出となることから、閉館準備期間中に、施設の引渡しまでに提出すればよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
58	54	第4	1	(10)	キ		維持管理業務に関する費用の負担	事業期間中の本施設の管理運営及び維持管理に係る光熱水費、電話代は、別に定めるものを除き事業者の負担としないとありますが、別に定めるものを具体的にご教示ください。	利用者利便施設・設備のための業務の遂行に当たって必要となる光熱水費及び電話代、並びに事業者が行う維持管理等業務にかかる電話代を想定しています。
59	56	第4	3	(3)	イ	(ケ)	運転・監視	外部から利用できるエレベータについて、午前5時から翌午前1時30分の時間帯の運転確認監視を行う根拠をお示してください。	駅周辺のペDESTリアンデッキのエレベータの運転時間に合わせた運用を求めるものです。
60	56	第4	3	(3)	イ	ケ	運転・監視	「施設内に設置するエレベータのうち、外部から...毎日、午前5時から翌午前1時30分の時間帯において、施設の運営者がいなくても利用できるよう、運転確認監視等を行うこと。」とありますが、その理由を具体的に教えてください。	質問No.57の回答をご覧ください。
61	57	第4	4	(3)	イ		舞台設備保守管理業務	日常点検並びに日常的に発生する機材操作や公演内容打合せ、公演対応等は市または指定管理者にて対応されるという認識でよろしいでしょうか？	その理解で結構です。
62	57	第4	5	(3)	エ		破損等の取り扱い	事業者に負うべき事由において備品等が破損した場合、事業者負担により性能及び機能を回復することとなると思われませんが、施設利用者が破損した場合には、貴市の負担において性能及び機能を回復するという理解でよろしいでしょうか？	その理解で結構です。
63	58	第4	5	(3)	オ	ア	ピアノの管理について	ピアノ庫からの都度の出し入れは主催者にて行うとの認識でよろしいでしょうか？	市または指定管理者にて行います。
64	60	第4	7	(3)	イ	ク	清掃業務	1回目の公演終了から2回目の公演が始まるまでにはどれくらいの間隔があるのでしょうか？	現時点では想定しておりません。
65	60	第4	7	(3)	イ	ク	清掃業務	公演スケジュール並びに実績(時間、頻度等)を教えてくださいただけないでしょうか？	現時点では想定しておりません。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
66	60	第4	7	(3)	イ	(ク)	業務の実施方針	チラシ等の公演主催者が持ち込んだごみの清掃・廃棄は、公演主催者により行うものと考えてよろしいでしょうか。	主催者が持ち込んだごみの清掃・廃棄は、原則、主催者が行いますが、観客等が捨てたチラシ等についての清掃・廃棄は事業者の業務となります。
67	60	第4	7	(3)	イ	ア	衛生消耗品の補充	衛生消耗品の費用負担はPFI事業者との認識でよろしいでしょうか？	その理解で結構です。
68	60	第4	7	(3)	イ	ア	特別清掃	実施頻度は事業者による提案との認識でよろしいでしょうか？	その理解で結構です。
69	61	第4	7	(3)	イ	イ	ゴミ処理業務	ゴミ処理業務の範囲について、産業廃棄物の処分は事業範囲外との認識でよろしいでしょうか？	主催者が持ち込んだ廃棄物以外については、原則、事業者の業務範囲とします。
70	61	第4	7	(3)	イ	イ	ゴミ処理業務	市のゴミ分別基準をご提示いただけますでしょうか？	http://www.city.toyohashi.aichi.jp/kankyo/gomi/index.html をご覧ください。
71	62	第4	9				警備業務	本施設における警備業務は機械警備を採用するという認識でよろしいでしょうか？ また、施設常駐警備またはイベント開催時における整理要員は、市または指定管理者もしくはイベント主催者側による対応との認識でよろしいでしょうか？	その理解で結構です。
72	65	第5	2			ア	開館準備業務	訓練計画の内容である施設の運営全般とは具体的に何を指すのでしょうか。市等の運営業務範囲である、施設の貸館業務及び窓口・案内業務等が含まれると認識してよろしいでしょうか。	施設の貸館業務及び窓口・案内業務等は含まれません。
73	65	第5	2			ア	開館準備業務	開館準備期間中に、維持管理業務を行う必要はありますか。	維持管理業務を行う必要はありません。ただし、開館準備業務の実施に支障がない環境を整えてください。
74	65	第5	2			ウ	紹介DVD等の作成	紹介DVDとパンフレットは、「電子データ」のみを作成するのでしょうか。それともの一定数の現物を製作するのでしょうか。後者の場合は、DVDの製作枚数等、数量をご教示願います。	電子データのみで結構です。
75	65	第5	2				開館準備業務	開館準備業務は、概ね施設が完成し、引渡される前に行われようと考えられますが、当該期間中の施設管理費及び光熱水費は市の負担と理解してよろしいのでしょうか。また、当該期間の業務対価はどのように支払われるのでしょうか。	開館準備期間中の光熱水費は、建設工事費用として事業者の負担とします。後段の質問については、実施方針に関する質問No.5の回答をご覧ください。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
76	65	第5	3				設備の操作等定期的な技術研修業務	「市または指定管理者に対して定期的に技術研修を行う」とありますが、具体的にどれくらいの頻度を想定されておりますでしょうか？	運營業務に支障がでない頻度を提案してください。
77	別紙8						道路横断面図	GH、FH、DLについて何を示しているかをご教示下さい。又数値はTP表記でしょうか。	GH (Ground Height) : 現在の地盤の高さ FH (Formation Height) : 構築物(道路)の計画高 DL : 図面を描くにあたっての基準線 数値はTP表記です。
78	別紙8						道路横断面図	各図の四角で囲まれたFH、DLについては、道路中心における値と考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
79	別紙13-1	諸室整理票				室名一覧	オーケストラピット	オペラ上演時の大型翻訳表示等の設備は不要と考えてよろしいですか。	その理解で結構です。
80	別紙13-1 別紙13-11	諸室整理票				室名一覧	中楽屋	定員：5～10名程度とありますが、諸室整理票(室名一覧)では化粧前6～8となっています。どちらを正とすれば宜しいでしょうか。	化粧前は収容人数分確保してください。入札公告時に要求水準書を修正して示します。
81	別紙13-1 別紙13-12	諸室整理票				室名一覧	大楽屋	3室以上となっていますが、諸室整理票(室名一覧)では2室となっています。どちらを正とすれば宜しいでしょうか。	別紙13諸室整理票の個表A-11(3室以上)を正として下さい。入札公告時に要求水準書を修正して示します。
82	別紙13-3	諸室整理票				A-1	客席	積層数の指定はないと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
83	別紙13-3	諸室整理票				A-2	多目的室(兼親子室)	客席アナウンスや同時通訳が行えるように回線を設けることとありますが、有線マイク回線を設けることと考えるとよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
84	別紙13-4	諸室整理票				A-2	多目的室(兼親子室)	施設の概要として、舞台鑑賞中に幼児や児童等が他の観客の鑑賞を妨げる場合の退避スペース、演出家やプロデューサーが公演の本番を視察、客席アナウンス等の機能が想定されていますが、これらの同時利用を想定し、複数の部屋を確保する必要があるでしょうか。	ご提案によります。
85	別紙13-6	諸室整理票				A-4	舞台(主舞台・側舞台)	主舞台の間口、プロセニウム間口は8間以上となっていますが、これを9間とした場合、側舞台の奥行を5.5間とすることは可能でしょうか。	5.5間でも要求水準の範囲内とは認めます。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
86	別紙13-6		諸室整理票			A-4	舞台(主舞台・側舞台)	主ホールは「演劇、ダンス、バレエ、ミュージカルなどの音楽劇、舞踊、邦楽等の多様な公演や演出を可能とする」とありますが、本格的なクラシックコンサートやオペラは上演されないと考えてよろしいでしょうか。また、要求水準として能に関する舞台設備は見当たりませんが、能の上演は想定していないと考えてよろしいでしょうか。	質問No.19の回答をご覧ください。
87	別紙13-9		諸室整理票			A-8	観客用トイレ	要求水準書本文には「主ホールホワイエにおける女性トイレの数は、衛生器具算定法のレベル2に準じるものとする」とありますが、別紙13諸室整理表には「女子トイレの便器数については『空気調和・衛生学会 衛生器具の適正器具算定法』におけるホール・劇場の適正器具数レベル2以上を満たす」とあります。どちらが正しいのでしょうか。	質問No.50の回答をご覧ください。
88	別紙13-1 別紙13-12		諸室整理票			A-11	大楽屋	室名一覧の備考欄には2室とあり、諸室仕様の定員・規模欄には3室以上とあります。どちらが正しいのでしょうか。	質問No.79の回答をご覧ください。
89	別紙13-14		諸室整理票			A-14	楽屋トイレ・シャワー室	シャワー室を男女別に2ブース程度設けることとありますが、男・女各1ブース以上設けることと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
90	別紙13-19		諸室整理票			A-23	フロントサイドスポットライト投光室	施設の仕様を満たせば室の体裁をとらなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
91	別紙13-19		諸室整理票			A-24	シーリングスポットライト投光室	施設の仕様を満たせば室の体裁をとらなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
92	別紙13-21		諸室整理票			A-26	搬入口・荷捌き	搬入口は建物外部に面した開口を指していると考えますが、搬入口からの騒音が舞台へ伝わらないように計画すれば、重量シャッターによる開口としてもよろしいでしょうか。	搬入口と舞台との区画壁面に設けられる開口は、扉形状を基本とします。
93	別紙13-22		諸室整理票			B-1	アールスペース(舞台・客席)	移動型格納客席とは伸縮展張式の壁面収納型の客席を指すと考えてよろしいでしょうか	ご提案によります。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
94	別紙13 - 22		諸室整理票			B-1	アートスペース (舞台・客席)	観客がホワイエから移動型格納客席の上段を経て、アートスペース内へ至ることができるように動線も計画することとありますが、ホワイエの配置、レベル、移動型格納客席の仕様やレイアウトによってはこのような動線を設けることが必ずしも適当ではないことも考えられますが、必達事項でしょうか。	必達事項とお考え下さい。
95	別紙13 - 22		諸室整理票			B-1	アートスペース (舞台・客席)	今回の公表で、アートスペースは規模が50席拡大、用途に舞台芸術だけでなく音楽が加わり、鑑賞条件や建築音響性能も求められましたので、単なる平土間空間ではなく小ホール的な位置付けに変更されたと理解します。変更の趣旨と具体的な利用の想定(演目等)をご教示願います。	質問No.20の回答をご覧ください。
96	別紙13 - 22		諸室整理票			B-1	アートスペース (舞台・客席)	「舞台はアートスペースのどの位置にでも配置できる計画とすること。また単純、簡便な機構とすること。」とありますが、仮設舞台を用意する必要があるのでしょうか。要求備品一覧中の該当品名をご教示願います。	基本的に段差のある舞台を構成する場合には平台等の大道具を用いることを想定しています。ただし、効率的に仮設舞台を設けることのできる提案自体を制約するものではありません。
97	別紙13 - 27		諸室整理票			B-9	搬入口・荷捌き	想定している中型トラックの大きさをご教示願います。	4tロングトラックを想定しております。
98	別紙13 - 27		諸室整理票			B-9	搬入口・荷捌き	中型トラックとはいわゆる4tトラックと考えてよろしいでしょうか。	質問No.95の回答をご覧ください。
99	別紙13 - 27		諸室整理票			B-9	搬入口・荷捌き	「大道具等をアートスペースや創造活動機能(創造活動諸室A・B)に容易に移動できる」とありますが、動線ルートの中にアートスペースホワイエや一般利用者が使う廊下が含まれていても宜しいでしょうか。	基本的には一般利用者が使用する廊下やホワイエ等を経ずに動線を計画して下さい。ただし、著しくこれら利用者の動線に影響が無いと認められる場合においては、この限りではありません。
100	別紙13 - 29 別紙13 - 30 別紙13 - 44		諸室整理票			B-12 B-13 D-10	創造活動室A 創造活動室B 廊下・階段等	B-12,13(創造活動室A・B)では「大型舞台備品の通行が想定される廊下幅は2.5m以上」とありますが、D-10(廊下・階段等)では「主ホール、アートスペースの楽屋などの舞台関係の裏動線と創造活動室A・Bエリアの廊下幅は有効3m以上」とあります。該当部分の廊下全体について大型備品の通行が想定される廊下幅より広くとる必要があるのでしょうか。理由も含めてご教示願います。	楽屋廊下や大道具備品の通行が想定される廊下については2.5m以上の幅員を確保して下さい。ただし、D-10に記載する箇所のように、動線が輻輳する箇所については、大道具備品を移動させる際の回転や回り込み等の状況を勘案し、3m以上の幅員が必要になる部分が出てくると考えられます。必要な箇所については3m以上となるよう、計画される廊下の形状を踏まえて、提案してください。
101	別紙13 - 32		諸室整理票			B-17	創造活動室C・D	規模の90㎡以上とは前室を含むC・D2室の合計面積と考えてよろしいですか。	その理解で結構です。ただし、個々の諸室面積については、室機能を十分に考慮した上で設定してください。

豊橋市芸術文化交流施設整備等事業
要求水準書(案)に関する質問回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
102	別紙13 - 32		諸室整理票			B-17	創造活動室C・D	「規模：90㎡以上（音楽練習室/前室含む×2室）」とありますが、2室の合計面積が90㎡以上あればよいとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.99の回答をご覧ください。
103	別紙13 - 33		諸室整理票			B-18	創造活動室E・F・G	規模の75㎡以上とは前室を含むE・F・G3室の合計面積と考えてよろしいですか。	その理解で結構です。ただし、個々の諸室面積については、室機能を十分に考慮した上で設定してください。
104	別紙13 - 33		諸室整理票			B-18	創造活動室E・F・G	「規模：75㎡以上（音楽スタジオ/前室含む×3室）」とありますが、3室の合計面積が75㎡以上あればよいとの理解でよろしいでしょうか。	質問No.101の回答をご覧ください。
105	別紙13 - 34		諸室整理票			B-20	市民活動室	現段階で利用される市民団体・NPO法人などが予定されていればご教示下さい。	現在、想定している具体的な団体はありません。
106	別紙14 - 2		要求備品一覧			A-4	舞台	主ホールは「演劇、ダンス、バレエ、ミュージカルなどの音楽劇、舞踊、邦楽等の多様な公演や演出を可能とする」とありますが、本格的なクラシックコンサートやオペラは上演されないと考えてよろしいでしょうか。また、要求水準として能に関する舞台設備は見当たりませんが、能の上演は想定していないと考えるとよろしいでしょうか。	質問No.19の回答をご覧ください。
107	別紙14 - 2		要求備品一覧			B-1	アートスペース	「舞台はアートスペースのどの位置にでも配置できる計画とすること。また単純、簡便な機構とすること。」とありますが、仮設舞台を用意する必要があるのでしょうか。要求備品一覧中の該当品名をご教示願います。	質問No.94の回答をご覧ください。